

令和2年12月3日
土木部交通対策課

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に 関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

近年、自転車駐車場への自動二輪車の受入れに関する社会的要請が強まっていることから、区立自転車駐車場の一部において、自動二輪車の駐車受入れを開始するため。

2 改正の概要

- (1) 自動二輪車の放置防止について、区長、区民等の責務として加える。
- (2) 区立自転車駐車場の利用区分に自動二輪車を加える。
- (3) 区立自転車駐車場における禁止行為及び不適正利用の措置の対象に自動二輪車を加えるとともに、不適正利用の措置により移送した場合の費用を自動二輪車1台につき5,000円とする。
- (4) 自動二輪車の区立自転車駐車場における利用料金（上限額）を定める。
 - ア 時間利用 利用開始から24時間以内400円
 - イ 1日利用 日額400円
 - ウ 定期利用 月額6,000円

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

令和3年4月1日

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 区立自転車駐車場の利用等(第16条—<u>第28条</u>)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、駅周辺道路等公共の場所における自転車の放置を防止することによつて、通行の障害を除去し、良好な都市環境の確保と街の美観の維持を図るとともに、自転車駐車場の整備について必要な事項を定め、<u>もつて</u>快適で安全な生活環境の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(3) 自転車駐車場 一定の区画を<u>限つて</u>設置される自転車の駐車のための施設をいう。</p> <p>(4) 放置 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が、自転車駐車場以外の公共の場所において、当該自転車を離れて、直ちに移動させることができない状態をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、自転車の放置防止に関する啓発及び自転車駐車場の整備その他必要な施策の実施に努めな</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 区立自転車駐車場の利用等(第16条—<u>第28条の3</u>)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、駅周辺道路等公共の場所における自転車<u>及び自動二輪車</u>の放置を防止することによつて、通行の障害を除去し、良好な都市環境の確保と街の美観の維持を図るとともに、自転車駐車場の整備について必要な事項を定め、<u>もつて</u>快適で安全な生活環境の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)</u>をいう。</p> <p>(4) 自転車駐車場 一定の区画を<u>限つて</u>設置される自転車<u>及び自動二輪車</u>の駐車のための施設をいう。</p> <p>(5) 放置 自転車<u>及び自動二輪車</u>の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が、自転車駐車場以外の公共の場所において、当該自転車<u>及び自動二輪車</u>を離れて、直ちに移動させることができない状態をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、自転車<u>及び自動二輪車</u>の放置防止に関する啓発及び自転車駐車場の整備その他必要な施策</p>

なければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、自転車の放置防止に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の利用者等の責務)

第5条 自転車の利用者等は、公共の場所において、自転車を放置してはならない。

2 自転車の利用者等は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）の定めるところにより防犯登録を受けなければならない。

(自転車利用の自粛)

第6条 駅周辺の居住者等は、通勤、通学又は買物等のために、当該駅への交通の手段として、自転車を利用することを自粛するように努めなければならない。

(施設の設置者及び管理者の責務)

第7条 公共施設の設置者若しくは管理者（設置又は管理しようとする者を含む。以下この条において同じ。）又は商業施設、娯楽施設等で自転車の大量の駐車需要を生じさせるものの設置者若しくは管理者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、区の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

第8条 (略)

(自転車の小売を業とする者の責務)

第9条 自転車の小売を業とする者は、区の実施する施策に協力するとともに、自転車販売に当たっては、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

第9条の2～第13条 (略)

の実施に努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、自転車及び自動二輪車の放置防止に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車及び自動二輪車の利用者等の責務)

第5条 自転車及び自動二輪車の利用者等は、公共の場所において、自転車及び自動二輪車を放置してはならない。

2 自転車（原動機付自転車を除く。以下第9条において同じ。）の利用者等は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）の定めるところにより防犯登録を受けなければならない。

(自転車及び自動二輪車利用の自粛)

第6条 駅周辺の居住者等は、通勤、通学又は買物等のために、当該駅への交通の手段として、自転車及び自動二輪車を利用することを自粛するように努めなければならない。

(施設の設置者及び管理者の責務)

第7条 公共施設の設置者若しくは管理者（設置又は管理しようとする者を含む。以下この条において同じ。）又は商業施設、娯楽施設等で自転車及び自動二輪車の大量の駐車需要を生じさせるものの設置者若しくは管理者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、区の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

第8条 (略)

(自転車の小売を業とする者の責務)

第9条 自転車の小売を業とする者は、区の実施する施策に協力するとともに、自転車販売に当たっては、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

第9条の2～第13条 (略)

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第14条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車~~が~~放置され、交通の障害等となつていると認められるときは、当該自転車に撤去に関する警告札等を取り付けることができる。

2 (略)

第15条・第15条の2 (略)

(設置)

第16条 自転車の良好な駐車秩序を確立し、自転車の利用者等の利便を図るため、区立自転車駐車を設置する。

2 (略)

(加える)

第17条 (略)

(加える)

(利用の申請及び承認)

(放置禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第14条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車~~が~~放置され、交通の障害等となつていると認められるときは、当該自転車に撤去に関する警告札等を取り付けることができる。

2 (略)

第15条・第15条の2 (略)

(設置)

第16条 自転車及び自動二輪車の良好な駐車秩序を確立し、自転車及び自動二輪車の利用者等の利便を図るため、区立自転車駐車を設置する。

2 (略)

(利用することができる自転車及び自動二輪車の種別)

第17条 区立自転車駐車場を利用することができる自転車及び自動二輪車の種別については、区立自転車駐車場ごとに規則で定める。

第18条 (略)

(指定管理者による管理)

第19条 区立自転車駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

(1) 自転車及び自動二輪車の受入れに関すること。

(2) 区立自転車駐車場の利用に関すること。

(3) 区立自転車駐車場の施設、設備及び物品の保全(簡易な修繕及び整備を含む。)に関すること。

(4) 区立自転車駐車場内の清掃その他環境整備に関すること。

(5) 前各号に規定する事務のほか、区長が特に必要があると認めること。

(利用の申請及び承認)

第18条 区立自転車駐車をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項の承認を与えないことができる。

(1)・(2) (略)

3 区長は、第1項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

4 区長は、定期利用をしようとする者の利用状況を勘案して、その利用を制限する必要があると認めた区立自転車駐車場については、規則で定める要件に該当する者に定期利用の承認をするものとする。

(利用料)

第19条 区立自転車駐車場の利用料は、第28条の場合を除き、その規模、構造、利便性等を考慮して、1日利用にあつては日額150円(原動機付自転車にあつては300円)を、定期利用にあつては月額2,000円(原動機付自転車にあつては4,000円)を超えない範囲において、規則で定める。

2 利用料は、承認を受けた際に納付しなければならない。

3 区長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

4 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第20条 (略)

(区立自転車駐車場内での禁止行為)

第21条 区立自転車駐車場を利用する者は、区立自転車駐車場内で次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 他の自転車の駐車を妨げること。

第20条 区立自転車駐車をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項の承認を与えないことができる。

(1)・(2) (略)

3 指定管理者は、第1項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

4 指定管理者は、定期利用をしようとする者の利用状況を勘案して、その利用を制限する必要があると認めた区立自転車駐車場については、規則で定める要件に該当する者に定期利用の承認をするものとする。

(削る)

第21条 (略)

(区立自転車駐車場内での禁止行為)

第22条 区立自転車駐車場を利用する者は、区立自転車駐車場内で次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 他の自転車及び自動二輪車の駐車を妨げること。

(3) 指定された場所以外に自転車を駐車すること。

(4)～(7) (略)

(利用の承認の取消し等)

第22条 区長は、区立自転車駐車を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を停止し、その利用の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の条件に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

(区立自転車駐車の不適正利用自転車に対する措置)

第23条 区長は、区立自転車駐車場内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを移送することができる。

(1) 利用の承認を受けていない自転車

(2) 利用の承認を取り消された自転車

(3) 利用の承認を受けているが、引き続き30日以上使用されていない自転車又は利用承認証をはっていない自転車

2 第15条第1項及び第2項並びに第15条の2の規定は、前項の規定により移送した場合について準用する。

3 区長は、前項の規定による通知又は告示のときから相当の期間を経過してもなお利用者等の引取りのない自転車については、これを処分することができる。

第24条・第25条 (略)

(区立自転車駐車の休場日)

(3) 指定された場所以外に自転車及び自動二輪車を駐車すること。

(4)～(7) (略)

(削る)

(区立自転車駐車の不適正利用自転車及び自動二輪車に対する措置)

第23条 区長は、区立自転車駐車場内に次の各号のいずれかに該当する自転車又は自動二輪車があるときは、これを移送することができる。

(1) 利用の承認を受けていない自転車又は自動二輪車

(2) 利用の承認を取り消された自転車又は自動二輪車

(3) 利用の承認を受けているが、引き続き30日以上使用されていない自転車若しくは自動二輪車又は利用承認証を貼っていない自転車若しくは自動二輪車

2 第15条及び第15条の2の規定は、前項の規定により移送した場合について準用する。この場合において、第15条及び第15条の2中「自転車」とあるのは「自転車又は自動二輪車」と読み替えるものとする。

(削る)

第24条・第25条 (略)

(区立自転車駐車の休場日)

第26条 区立自転車駐車場の休場日は、規則で定める。

2 区長は、区立自転車駐車場の管理上必要と認めるときは、臨時に休場日を設けることができる。

(指定管理者による管理)

第27条 区立自転車駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車の受入れに関すること。
- (2) 区立自転車駐車場の利用に関すること。
- (3) 区立自転車駐車場の施設、設備及び物品の保全(簡易な修繕及び整備を含む。)に関すること。
- (4) 区立自転車駐車場内の清掃その他環境整備に関すること。
- (5) 前各号に規定する事務のほか、区長が特に必要があると認めること。

3 第1項により、指定管理者が管理を行う施設にあつては、第18条、第19条、第22条及び第26条中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

4 前項の場合において、第22条の規定により指定管理者がその利用を停止し、又は利用の承認を取り消した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

(利用料金)

第28条 (略)

2 利用料金は、時間利用にあつては利用開始から24時間以内300円を、1日利用にあつては日額150円(原動機付自転車にあつては300円)を、定期利用にあつては月額2,000円(原動機付自転車にあつては4,

第26条 区立自転車駐車場の休場日は、設けないものとする。ただし、指定管理者は、区立自転車駐車場の管理上必要と認めるときは、臨時に休場日を設けることができる。

(削る)

(削る)

(利用料金)

第27条 (略)

2 利用料金は、別表第3に定める額を超えない範囲において、指定管理者が区長の承認を得て、これを定める。

000円)を超えない範囲において、指定管理者が区長の承認を得て、これを定める。

(加える)

(利用料金の減免)

第28条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(加える)

(利用料金の還付)

第28条の2 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合又は指定管理者が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(加える)

(利用の取消し等)

第28条の3 指定管理者は、区立自転車駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の条件に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、第1項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

第29条～第36条 (略)

(立入検査等)

第37条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第38条～第41条 (略)

第29条～第36条 (略)

(立入検査等)

第37条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第38条～第41条 (略)

(罰則)

第42条 第38条第1項の規定による区長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第43条 (略)

別表第1 (第15条の2関係)

自転車の撤去等に要した費用	1台につき4,000円 (原動機付自転車にあっては1台につき5,000円)
---------------	--

別表第2 (略)

(加える)

(罰則)

第42条 第38条第1項の規定による区長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第43条 (略)

別表第1 (第15条の2、第23条関係)

自転車及び自動二輪車の撤去等に要した費用	1台につき4,000円 (原動機付自転車及び自動二輪車にあっては1台につき5,000円)
----------------------	---

別表第2 (略)

別表第3 (第27条関係)

利用区分		金額
時間利用	自転車	利用開始から24時間以内300円
	自動二輪車	利用開始から24時間以内400円
1日利用	自転車(原動機付自転車を除く。)	月額150円
	原動機付自転車	月額300円
	自動二輪車	月額400円
定期利用	自転車(原動機付自転車を除く。)	月額2,000円
	原動機付自転車	月額4,000円
	自動二輪車	月額6,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。